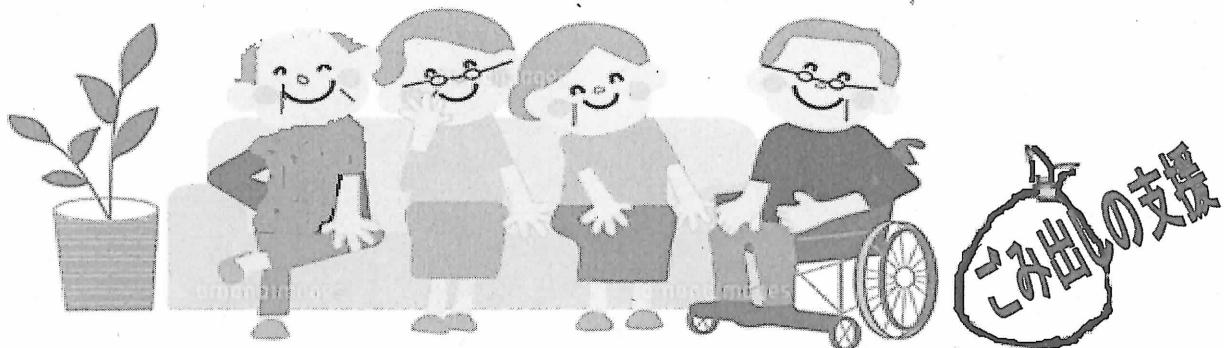


# ふれあい収集



- ◆ 「高齢者」や「障害のある方」の世帯で、ごみを集積所まで出す事が著しく困難で、身近な人の協力を得られない方  
⇒ 市職員が戸別に訪問して家庭ごみを収集します。
- ◆ 玄関先で「声掛け」と「安否確認」を行います。
- ◆ 収集を希望する方は、地域包括支援センター・介護保険施設などのケアマネージャー、地区民生委員・児童委員にご相談の上、西貝塚環境センターに申請してください。

## ●サービスを利用できる方

ご自分でごみを集積所に出せないひとり暮らしや夫婦でも二人とも次の①・②のいずれかに該当し、身近な人からごみ出しの協力が得られない世帯。

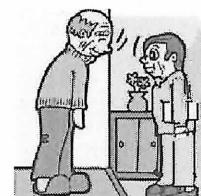


- ① 高齢者は概ね65歳以上の人
  - ② 障害者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ※ご近所の方、ご親族、ボランティアなどの協力でごみ出しが可能な方は対象となりません。



## ●申し込みと利用の決定

係わっている地域包括支援センター、介護保険施設などのケアマネージャー、民生委員・児童委員などにご相談の上、西貝塚環境センターに申請してください。



申請後、市職員がご自宅に訪問し、病気・障害や生活状況などのほか、収集方法を伺ってから決定します。

## ●サービスの内容

毎週1回、利用者ごとに指定した日に利用者の自宅の玄関前などからごみを収集します。

